

もしもの災害に備えて

NOSAIの

園芸施設共済



園芸施設共済3つの特長

様々な災害を
補償!!

掛金の半分以上を
国が負担!

希望に沿った
補償を選べる!


備えの種を
まこう。

加入できるもの

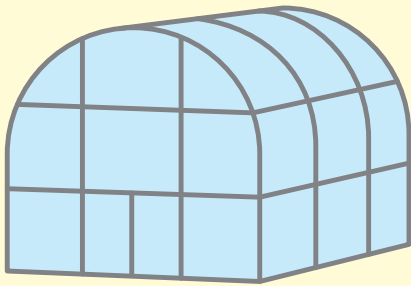
オプション加入 ※1

必須加入

施設本体

プラスチックハウス、ガラス室
鉄骨ハウス、雨よけ・ネットハウス ※2,3

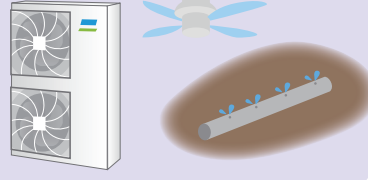
※設置面積が1㎡以上あれば加入できます。



全棟加入

① 附帯施設

冷暖房施設、換気施設、かん水施設、カーテン施設など ※4



② 施設内農作物

野菜、花き類などの農作物の生産費 ※5,6



棟ごとに加入

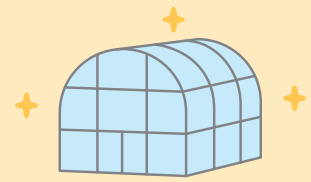
③ 撤去費用

倒壊した施設本体(被覆材は除く)の撤去に係る費用



④ 復旧費用

園芸施設本体(被覆材は除く)附帯施設の復旧に係る費用



※1: 附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用のみの加入はできません。

※2: 倉庫としてのみ使用している施設は加入できません。(作物を1か月以上栽培している施設が対象)

※3: 所有する全ての施設を加入する必要がありますが、耐用年数の2.5倍を経過した施設は加入から除外できます。

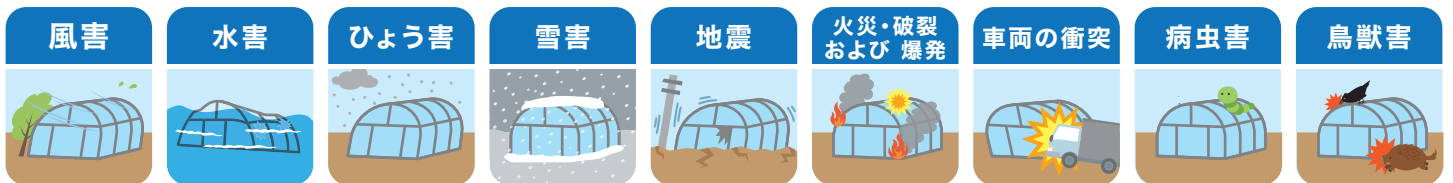
※4: 所有する全ての附帯施設を加入する必要があります。

※5: 施設内で栽培している全農作物を加入する必要があります。ただし、育苗中の農作物は除きます。

※6: 加入できない作物もあるため「収入保険」への加入をおすすめします

共済金の支払対象となる事故(共済事故)

すべての自然災害のほか、火災や車両の衝突等が対象です。



支払対象とならないもの

- 1棟ごとの損害額が、選択した小損害不てん補の額に満たない場合
- 自然消耗・故障が原因による損害
- 施設内農作物の生理障害・連作障害・薬害
- 同一農家に同一または同様な感染形態の病虫害が前作に引き続き継続して発生した場合
- 通常すべき管理、その他損害防止義務を怠って発生した損害

補償期間(共済責任期間)

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から原則1年間となります。

※ただし、始期を統一する場合や周年において施設を設置しない場合は除きます。

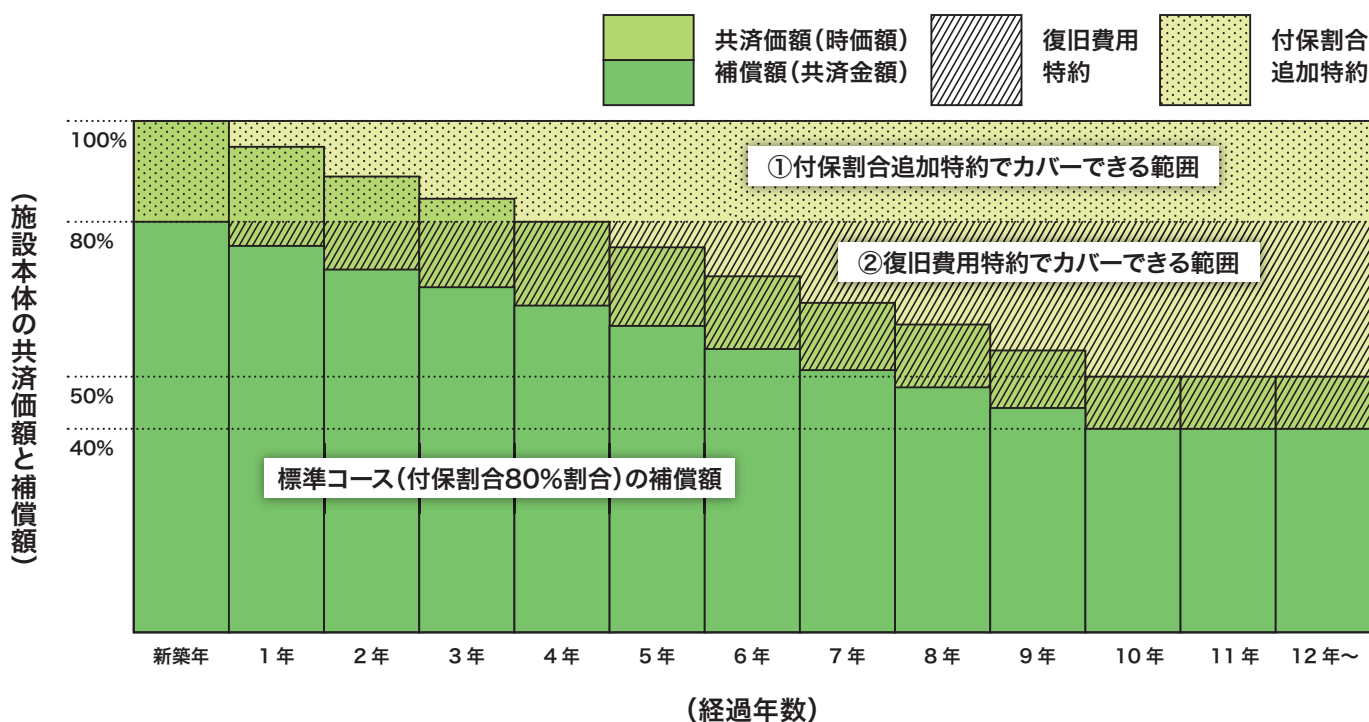
補償内容

施設が損害を受けた場合に、その時の施設の共済価額(時価額)を基に補償額を上限に共済金をお支払いします。

共済価額(時価額)

施設本体の価額は、施設設置後の経過年数に応じて年々減価します。(最高50%まで減少)

パイプハウスの経過年数と補償内容



特約で補償を拡大できます

①付保割合追加特約

付保割合80%を選択した場合に限り、10%または20%の補償を上乗せします。

②復旧費用特約(被覆材は補償対象外)

復旧することを条件に、新築時の施設価値の最大80%まで補償します。

※①と②の特約を付加すれば新価まで補償できます。

共済金額(補償額)

共済金額
(補償額)

=

共済価額
(時価額)

×

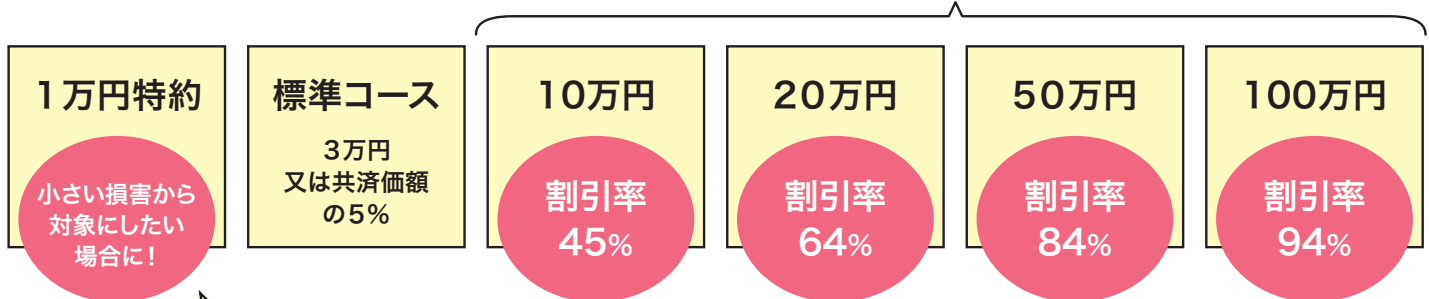
付保割合 ※
(補償割合)

※付保割合(補償割合)は、棟ごとに80%~40%の範囲内で選択できます。

小損害不てん補金額の選択

加入時に「小損害不てん補(共済金の支払対象としない金額)」を棟ごとに選択できます。

小さな被害を補償範囲から外すことで、掛金が大幅割引になります



1万円特約を付加することで、損害額が1万円を超えた場合に共済金を支払うことができます(共済金額100万円の場合、追加の掛金は約50円です)

共済掛金

$$\text{共済掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12\text{ヵ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

ポイント1 掛金の半分を国が負担します。

ポイント3 共済金の支払状況により農家ごとの掛金率が毎年見直されます。共済金の支払いがなければ掛金が下がります。

加入者ごとの共済金額の合計が1億6千万円まで。

※ただし、復旧費用と付保割合追加特約および、小損害不てん補、1万円特約にかかる掛金については、全額加入者負担となります。

ポイント2 掛金は必要経費として農業収入から控除できます。

ポイント4 所定の条件を満たした場合に共済掛金等の割引制度があります。

加入の目安

共済掛金等(農家負担掛金+賦課金)

(例)パイプハウス:新築時476,000円(本体365,000円、被覆材111,000円)

付保割合:80%、特約:なし、骨材:パイプハウス(外径19.1~25.4mm)、設置面積:100㎡、被覆材:一般PO(0.1mm)、押え材:スプリング

新築	設置後5年目	設置後10年目
5,410円	3,720円	2,470円



園芸施設共済掛金試算シミュレーションはこちら

※施設区分や被覆材の種類、特約の有無等により掛金額は変わります。詳しくはお近くのNOSAI事務所までお気軽にお問い合わせください。

掛金等の割引制度

補強割引

- 骨格の主要部分が直径31.8mm以上のパイプを使用している、または同等の強度となる補強が行われているパイプハウス（雨よけ、ネットハウスを除く）

掛金15%引

集団加入割引

生産部会等の集団加入で割引になります

- 構成員の8割を超える加入があり、かつ新規の加入があること
- 構成員のうち、5名以上が加入した場合
- 構成員のうち、10名以上が加入した場合

掛金5%引

賦課金10%引

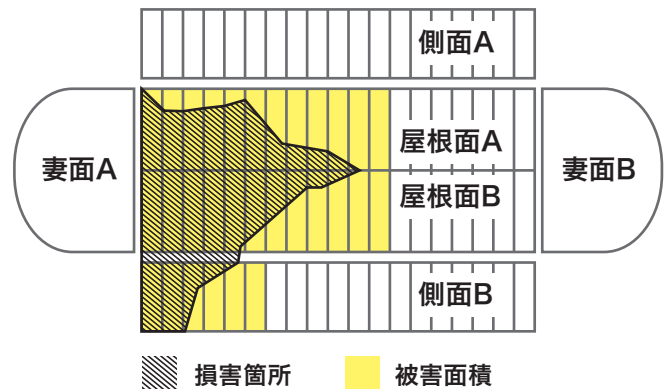
賦課金20%引

※構成員は園芸施設共済に加入できる方のみを対象とします。(ハウスを所有している方)

損害評価

損害通知を受けた場合、NOSAIが施設ごとに被害状況を現地で確認いたしますので、被害にあった状態のまま保存しておいてください。急を要する場合などやむを得ず撤去する場合は、後から査定できるように写真等で事故状況を記録したうえで、破損した部材等の保管をお願いします。

本体部材の被害
被害のあった部材を積算して、損害割合を算出します。
被覆材の被害
実際に被害のあった部分を被害面積とし、損害割合を算出します。(屋根面は梁を境として2面として扱います)



共済金の支払い

支払共済金

=

損害額

×

付保割合(補償割合)

共済価額 × 損害割合 ※1 × (1 - 自然消耗割合) 被覆材被害のみ ※2

※1 施設本体、被覆材の共済金は破損した割合に応じて支払われます。

※2 農業用ビニールフィルム等の被覆材には共済責任開始後、経過月数に応じて自然消耗割合が適用されます。

NOSAIへの通知のお願い

次の場合には、最寄りのNOSAI事務所までご連絡ください

- ご加入中のハウスに被害が発生した場合
被害発生のお知らせがない場合や遅れた場合には、共済金の一部または全部についてお支払いができない場合があります
- ハウスに異動(譲渡、移転、解体、増改築、構造または材質の変更等)がある場合や、被覆期間の変更、他保険への加入をする場合

重要事項(注意喚起情報)

○次の場合には、直ちに通知してください。

- (1)災害が発生したとき、並びに共済金の支払いを受けるべき損害があると認めるとき。
- (2)加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (3)共済目的に次の事項が生じたとき。
 - ※共済目的の譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき。
 - ※共済目的の構造若しくは材質を変更したとき。
 - ※共済目的が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき。
 - ※共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき。
 - ※施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき。
 - ※施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物が発芽したとき、又は移植したとき。
 - ※撤去費用、復旧費用を選択した場合、撤去、復旧が完了したとき。
 - ※被覆材の材質若しくは被覆期間を変更したとき。

○次の場合には、共済関係を解除する場合があります。共済関係を解除した場合は、その時まで発生した損害についても共済金の支払責任を負いません。

- (1)加入資格者が加入申込書の際に告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
- (2)加入者が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ又は生じさせようとしたとき。
- (3)加入者が共済金の給付の請求について詐欺を行い又は行おうとしたとき。
- (4)その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき。

○次の損害は、共済金の支払責任を負いません。

- (1)戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2)共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害。
- (3)加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (4)自然の消耗によって生じた被覆材の損害。

○次の損害は、共済金の全部又は一部を免責します。

- (1)加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき、又は加入者が損害防止の指示に従わなかったとき。
- (2)加入者が損害発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (3)加入者が加入申込書記載事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
- (4)加入者が共済目的に異動が生じたとき(共済目的を譲渡、移転、解体、増築若しくは改築、又は構造若しくは材質の変更、又は共済事故以外の事由により破損若しくは滅失、又は他の保険若しくは共済に付したとき、又は施設内農作物の種類若しくは栽培期間の変更、施設内農作物を共済目的とする場合は、施設内農作物が発芽したとき、又は移植したとき)の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (5)加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- (6)撤去費用、復旧費用を選択した場合、共済事故発生日から1年以内に領収書等の提出がなかったとき。
ただし、以下の場合は組合の承認を受けて、その期間を共済事故発生日から3年以内に延長することができる。
ア.共済事故に際し、災害救助法が適用された区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合。
イ.施行業者若しくは復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合。

○個人情報の取扱い

- (1)加入内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2)農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、組合および国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

本書面は、園芸施設共済への加入にあたり、確認いただきたい事項を転載しております。
内容を確認のうえ、了解いただきますようお願い申し上げます。

お問合せ先 兵庫県農業共済組合(NOSAIひょうご)へのお問合せ先

事務所名	電話番号	該当市町	事務所名	電話番号	該当市町
神戸	078-220-0044	神戸市	宍粟	0790-60-3004	宍粟市
阪神	079-550-0027	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	佐用	0790-60-3002	佐用町
東播磨	079-424-1390	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	豊岡	0796-42-4133	豊岡市
西脇多可	0795-21-9002	西脇市、多可町	南但	079-665-0215	養父市、朝来市
三木	0794-68-9085	三木市	香美新温泉	0796-92-2410	香美町、新温泉町
小野加東	0794-62-3433	小野市、加東市	丹波篠山	079-550-9010	丹波篠山市
加西	0790-21-9058	加西市	丹波	0795-74-1474	丹波市
中播	079-232-4401	姫路市、福崎町、市川町、神河町	洲本淡路	0799-28-1653	洲本市、淡路市
赤相	0791-45-1101	相生市、赤穂市、上郡町	南あわじ	0799-42-6210	南あわじ市
たつの太子	0791-63-4800	たつの市、太子町	(本所)	078-332-7158	